

令和4年第2回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年6月8日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 7 請願第 2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 議案第 1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第 3号 令和4年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第 4号 損害賠償額の決定及び和解することについて
- 日程第13 議案第 5号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第 7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(12名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	9番	板 倉 正 勝 君
10番	加 藤 喜 男 君	11番	丸 島 な か 君
12番	和 田 和 夫 君	13番	松 崎 剛 忠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	糸	井	仁	志	君								
総	務	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	企	画	政	策	課	長	河	野	勉	君			
企	画	政	策	課	主	幹	田	中	英	司	君	財	政	課	長	江	澤	卓	哉	君		
税	務	住	民	課	長	高	徳	一	博	君	福	祉	課	長	長	谷	英	樹	君			
健	康	保	険	課	長	金	坂	美	智	子	君	産	業	振	興	課	長	石	川	和	良	君
農	地	保	全	課	長	三	上	達	也	君	建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	
ガ	ス	課	長	今	関	裕	司	君	学	校	教	育	課	長	三	十	尾	成	弘	君		
学	校	教	育	課	主	幹	徳	永	哲	生	君	生	涯	学	習	課	長	風	間	俊	人	君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	今	井	隆	幸	書	記	山	本	裕	喜
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和4年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多用の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

令和4年度もはや2か月が過ぎ、新庁舎建設については、5月末現在の進捗状況は15.3%でございます。

世界情勢による材料の納入遅延や高騰も懸念されましたが、現在のところ大きな影響は受けていないとのことであり、当初の予定で推移し、令和5年1月末の完成に向けて建設工事は進んでおります。

ここで、令和3年度の各会計決算概要につきまして、現在調整中ではございますが、ご報告申し上げます。

一般会計では、おおむね歳入総額は60億5,100万円、歳出総額は57億900万円、歳入歳出差引額は3億4,200万円程度となっております。このうち、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は2億300万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計で申しますと、おおむね歳入総額は27億800万円、歳出総額は25億6,800万円、歳入歳出差引額は1億4,000万円程度を見込んでおります。

また、ガス事業会計では、売上高6億4,600万円程度を見込んでいるところでございます。

さて、本定例会でございますが、条例議案、補正予算、人事案件ほか計8議案をご提案申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たります挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 御園生 明 君

7番 森 川 剛 典 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る5月30日に委員会を開催し、令和4年第2回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、専決処分1件、条例の一部改正1件、工事請負契約1件、補正予算1件、損害賠償額の決定及び和解1件、人事案件3件の計8議案が議題とされるほか、請願2件、発議1件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日8日から13日までの6日間とすることに決定をいたしました。

また、一般質問は6人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から2番までを8日に行い、3番から6番までを9日に行うことといたしました。

詳細な日程等については、お手元に配付いたしました令和4年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりでございます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日8日から13日までの6日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日8日から13日までの6日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案8件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

また、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和4年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果及び地方自治法施行令第145条第1項の規定による令和3年度長南町継続費繰越計算書、同法施行令第146条第2項の規定による令和3年度長南町繰越明許費繰越計算書の報告、並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をいたします。

まず、5月末現在の新型コロナワクチン接種に係る接種状況についてでございます。

65歳以上の方で、3回目の追加接種が終了している方は89.06%、12歳以上の接種者全体では73.39%となっております。5歳から11歳の小児の接種につきましては、3月25日より医療機関での個別接種が開始され、11.74%の方が2回目接種を完了しております。

また、4回目の接種につきましては、重症化予防を目的として、国の審議会において実施することが決定いたしました。対象者は、3回目のワクチン接種から5か月が経過した60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有する方、またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方です。

4回目の接種に当たって、茂原市長生郡医師会及び長生管内市町村と調整した結果、集団接種を実施する方向で決まりました。町では、町内の2医療機関にご協力をいただき、町農村環境改善センターを会場に、7月末にも4回目の集団接種を行えるよう準備を進めております。

住民の皆様には、引き続き3密を避け、基本的な感染対策にご協力をお願いしていきたく思っております。

次に、海外交流研修事業についてでございます。

中学生を対象とした海外交流研修、訪問先はオーストラリアですけれども——につきましては、コロナ禍により昨年、一昨年と中止しておりました。

本年度につきましては、海外での研修はまだ難しいと判断し、国内での研修を行うこととしております。場所は長野県です。

8月20日から23日までの3泊4日で、「イングリッシュ・イン白馬」と題し、外国人スタッフによる交流、自然活動を通じた英会話を体験する場を計画しております。

海外研修の代替として計画しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、九十九里・南房総地域の水道用水企業体と県営水道との統合協議会の発足についてでございますが、先般、2月17日に開催した議会全員協議会でご説明したとおり、3月28日付で、千葉県、両企業団及び水道用水の供給を受ける関係21市町村との間で、統合に向けての協議・検討を進める統合に関する覚書を締結いたしました。

第1回目の会議が、5月17日、オンライン会議により開催され、統合の時期を令和7年4月とすることなどを確認いたしました。今後、人口減少や施設整備の大規模な更新が見込まれ、安定的に水を供給していくには経営基盤の強化が必要なことから、協議会において、令和5年度後半を目途に、両地域の水需要予測や施設整備計画の統合基本計画書の策定などを行い、令和6年度には、厚生労働省の認可申請・許可などを経て、令和7年度からの事業開始・統合を目指していくものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願から、日程第7、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第1号については、採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第2号については、採択することに決定いたしました。

◎承認第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第15、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第7号までの議案について提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 工事請負契約の締結についてでございますが、本案は防災行政無線親卓等整備工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事務事業に係る経費の追加などで、歳入歳出それぞれに4億7,215万円を追加し、予算の総額を56億9,715万円にしようとするものでございます。

次に、議案第4号 損害賠償額の決定及び和解することについてでございますが、本案は給田地先での町道上の事故に対し、過失割合による損害賠償額を決定し、和解することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第5号 副町長の選任につき同意を求めることについてでございますが、副町長につきましては、平成30年4月以降、不在により町政運営を進めてまいりましたが、町づくりの課題である開発事業や企業誘致、

公共施設の建て替え、インフラ整備など、主に技術系部門の事業をより円滑に推進するため新たに置くものでありまして、笠森在住の佐久間静夫氏を適任者として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

佐久間氏の経歴については、お手元の配付資料のとおりでございまして、任期は4年7月1日から令和8年6月30日までの4年間でございます。

次に、議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は現委員の渡邊輝夫氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに石井豊氏を適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、渡邊氏におかれましては、1期3年にわたりご尽力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

最後に、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は現委員の酒井榮子氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案しております承認1件及び7議案の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、高德一博君。

〔税務住民課長 高德一博君登壇〕

○税務住民課長（高德一博君） それでは、承認第1号の内容につきまして説明をさせていただきます。

お手元の議案書1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の3ページをお開きください。併せまして、参考資料の1ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。

初めに、改正の趣旨でございますが、令和4年度の税制改正において、土地に係る固定資産税の負担調整措置や住宅ローン控除の適用者について税制上の措置が講じられ、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付で交付されたことに伴い、長南町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をさせていただきます。

この条例の一部改正につきましては、第1条、第2条による改正となっております。

まず、議案書3ページ、参考資料では1ページの第1条の改正内容ですが、町税条例第18条の4の納税証明書の交付手数料に、法第382条の4に規定する当該証明書に、住所に代わる事項を記載した証明書を加えさせ

ていただくものです。

固定資産税台帳記載事項証明書の交付の際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、登記所から通知される住所に代わる事項が記載された証明書が発行されることとなります。こちらは、令和6年7月1日から施行するものです。

続いて、第33条第4項、6項ですが、個人住民税におきまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものです。こちらは令和6年1月1日から施行するものです。

続いて、議案書では4ページ、参考資料2ページになります。

附則第7条の3の2ですが、住宅借入金等特別控除の期間が令和3年までとされていたものを令和7年まで延長し、所得税の住宅ローン控除対象者で、所得税から控除し切れなかった額を課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する見直しが行われたことに伴う改正となります。こちらは令和5年1月1日から施行するものです。

なお、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額につきましては、町特例交付金により国費で補填されることとなっております。

続いて、議案書では5ページ、附則第10条の2、通称わがまち特例の部分に、第15項として、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定を加えさせていただくもので、都道府県知事等が特定都市河川浸水被害対策法第53条の規定に基づき、貯留機能保全区域として指定した河川の氾濫等によって、浸水した水、または雨水を一時的に貯留する土地に係る固定資産税の減額する割合を4分の3とさせていただくものです。

また、地方税法附則第15条改正の項ずれに伴う規定の整理をさせていただくものです。こちらは、令和4年4月1日からの施行となります。

続いて、附則第12条ですが、土地に係る固定資産税等の負担調整措置につきまして、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5とする規定を加えさせていただくものです。こちらは令和4年7月1日からの施行となります。

続いて、議案書では6ページから7ページ、附則第16条の3第2項ですが、上場株式等の配当所得については、総合課税によらず、申告分離課税を選択することができますが、同族会社に該当する法人が保有する株式等保有割合が100分の3以上となる大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、全て総合課税の対象とされるものに改めさせていただくものです。こちらは令和6年1月1日からの施行となります。

続いて、参考資料では3ページ、第2条、長南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ですが、令和3年第2回臨時会におきまして承認をいただきました改正規定中であり第36条の3の3、第1項につきまして、扶養親族申告書の改正がありましたことから規定中の文言を改めさせていただくものです。本改正条例第1条及び第2条の施行期日につきましては令和4年4月1日からとしますが、施行期日に定めのあるもの及び納税証明書等に関する経過措置につきましては、附則におきまして規定をさせていただいております。

参考資料4ページから21ページにつきましては、新旧対照表となっております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） それでは、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月8日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心にさせていただきます。

参考資料23ページの新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。

今回の改正は、課税限度額の引上げでございまして、第2条及び第21条関係の改正をお願いするものでございます。

改正の趣旨でございますが、令和4年度税制改正大綱におきまして、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税の負担軽減を図る観点から、課税限度額を改正する国民健康保険法施行令の一部を改正する政令、令和4年政令第44号が令和4年4月1日から施行されたことに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、課税限度額は令和2年度税制改正においても引き上げられたところではございますが、基礎分、後期高齢者支援分、介護納付金分の賦課限度額の対象世帯割合を被用者保険とのバランスを考慮する中で段階的に引き上げているところございまして、今回、基礎課税分と後期高齢者支援分の課税限度額を改正しております。

基礎分の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を19万円から20万円に、介護納付金の課税限度額につきましては17万円に変更なし、合計では3万円の増となり、最高限度額は102万円とされたところでございます。

賦課限度額を引き上げたことによる税収の影響額は35万円程度の増収の見込みとなり、また、賦課限度額を超過する世帯は9世帯で、4月末現在の加入世帯の1,422世帯の約0.6%、賦課限度額を超過する額は約470万円の見込みとなっております。

施行の日は公布の日から施行し、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は令和4年4月1日から適用させていただきます。令和3年度分までの国民健康保険税につきましては、従前のおりとさせていただきます。

なお、5月26日開催の長南町国民健康保険運営協議会において説明させていただき、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第2号 工事請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

議案第2号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出、長南町長、平野貞夫。

議案内容のとおり、地方自治法及び町条例の規定によりまして議会の議決を求めるものであり、工事請負契約では予定価格が5,000万円以上のものが該当いたします。

契約の内容でございますが、まず、1の工事名といたしましては、長南町防災行政無線親卓等整備工事でございます。

現行の防災行政無線親卓は、平成20年度にデジタル化し、導入から14年が経過しております。

近年の災害の激甚化、頻発化から、災害情報を防災無線やホームページ、防災アプリなど複数メディアに即時に配信できるよう、庁舎建設に合わせて整備を行うものでございます。

2の契約の方法ですが、随意契約により契約をするものでございます。

今回の主な工事内容である親卓更新に当たり、安定性、確実性、信頼性の観点から、既設の屋外子局及び、戸別受信機と互換性のある同一メーカーのものを採用すべきと考え、当該メーカーの代理店証明書、県内で正式に認定されているのは、本議案の契約の相手方1社のみにて特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするときに該当するため、随意契約とさせていただいたものでございます。

3の契約金額は、1億1,660万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、千葉県千葉市中央区都町6丁目21番5号、スイス通信システム株式会社、代表取締役、平野恒次でございます。スイス通信システム株式会社とは、6月2日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただきますものでございます。

工期につきましては、本契約日の翌日から令和5年2月22日までを予定しております。

以上で、議案第2号 工事請負契約の締結についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

今回から、予算に関しては、議案書別冊の予算書において掲載させていただきますので、よろしくお願いい

たします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度長南町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,215万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,715万円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費でございます。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月8日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表、継続費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、有線共聴施設光化改修事業について、総額2億4,530万円。年割額として、令和4年度に9,636万円、令和5年度に1億4,894万円の継続費を設定させていただくものでございます。

本事業は、昨年度実施設計業務を行ったもので、西地区の地デジ難視対策施設の老朽化に伴う改修事業で、改修に当たり送信ケーブルの光ファイバーケーブル化を行うものでございます。

内訳としては、工事費は総額2億2,770万円で、4年度に9,108万円、5年度に1億3,662万円の年割額を設定し、管理業務委託料は総額1,760万円で、4年度に528万円、5年度に1,232万円の年割額を設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

変更となりますが、過疎対策事業で、継続費で申し上げた有線共聴施設光化改修事業の追加に伴い、起債限度額を9,200万円増の1億2,700万円にするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたしますが、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降コロナ交付金と申し上げますが、これを活用した事務事業の追加が主な内容の一つとなっております。したがって、まずはコロナ交付金関係について一括してご説明させていただきます。なお、財源については、基本的に全額コロナ交付金を充てさせていただくため説明を省略させていただき、一部の費用について、コロナ交付金を充当する内容についてのみご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、5目財産管理費、14節工事請負費で、旧長南小学校において、スケートボードの練習コース機材の製作・設置等を行う費用として、スケートボードパーク製作・設置等工事2,500万

円を追加するものでございます。

特定財源として、コロナ交付金2,362万3,000円を充てさせていただくものでございます。

12目過疎対策費、18節負担金補助及び交付金で、公共交通応援事業として、町内タクシー事業者2社に50万円ずつ給付するタクシー事業者支援金100万円を追加し、同目において、当初予算に計上済みのラッピング高速バス広告料92万4,000円を一般財源からコロナ交付金に財源更正するものでございます。

13目調査建設事業費ですが、12ページをお願いいたします。

17節備品購入費で、庁舎建設に当たり、机、椅子、ロッカー等を購入するため、什器購入費1億500万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源としては、抗菌仕様の椅子購入費1,000万円について、コロナ交付金対象事業として交付金を充てさせていただき、残額の9,500万円については、公共施設等整備基金繰入金を充てさせていただくものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、12節委託料で、窓口における各種申請書作成をデジタル化する受付申請支援システム導入委託料1,705万円を追加し、同目において、当初予算に計上済みのマイナンバーカードを活用したコンビニ交付事業に要する費用316万8,000円を一般財源からコロナ交付金に財源更正するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、18節負担金補助及び交付金で、介護タクシー支援事業として、介護タクシー事業者2社に20万円ずつ支援金を交付するため、介護タクシー事業者支援金40万円の追加をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では、物価高騰による家計負担軽減のため、1人1万円の地域応援券を全住民に配布するための経費として、11節役務費で郵便料150万円を追加し、12節委託料で、換金応援券印刷などに要する経費として、物価高騰対応地域応援券事務委託料8,028万7,000円を追加し、当初予算に計上済みの時間外勤務手当20万円を一般財源からコロナ交付金に財源更正するものでございます。

14ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金では、農産物直売所経営継続支援事業として、50万円を直売所2か所に対して交付する直売所事業継続支援金100万円の追加をお願いするものでございます。

2目観光費、14節工事請負費で、コロナ禍における子供の遊び場確保として、野見金公園遊具設置工事700万円の追加をお願いするものでございます。

以上がコロナ交付金を活用した内容となり、財源更正を含めた対象事業費の合計は1億4,752万9,000円でございます。この事業に対して、交付予定のコロナ交付金1億4,615万2,000円を財源として充てさせていただくものでございます。

なお、コロナ交付金の内訳といたしまして、通常分は1億860万2,000円となり、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分については3,755万円となります。

次に、コロナ交付金関係以外の内容についてご説明させていただきます。

11ページにお戻り願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費では、12 節委託料で、現在使用している委員会室及び議員控室の机、椅子及びテーブルを新庁舎で使うためにクリーニング及び塗装するため、備品メンテナンス委託料66万5,000円を追加するものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費では、国が進める行政手続オンラインシステムを構築するため、12 節委託料で、行政手続オンラインシステム構築委託料854万2,000円を追加し、13 節使用料及び賃借料で、3 か月分の行政手続オンラインシステム使用料5 万円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金425万1,000円を充てさせていただくものでございます。

14 節工事請負費で、昨年度売払いした又富団地宅地までの給排水管を整備するため、又富団地給排水設備新設工事231万円の追加をお願いするものでございます。

11 目有線共聴施設管理事業費では、継続費で申し上げた有線共聴施設の光化改修事業を実施するため、今年度に要する費用として、12 節委託料で有線共聴施設光化改修工事監理業務委託料528万円の追加を、14 節工事請負費で有線共聴施設光化改修工事9,108万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

特定財源につきましては、過疎対策事業債9,200万円を充てさせていただくものでございます。

13 目庁舎建設事業費では、12 節委託料で、庁舎建設後の現本庁舎解体に係る旧庁舎解体工事実施設計業務委託料617万1,000円及び、12 ページになりますが、撮影した庁舎建設動画編集のため、庁舎建設記録動画編集委託料101万2,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

14 節工事請負費で、新庁舎へ庁内LANをはじめとする各システムを移設するため、システム移設工事8,275万1,000円の追加をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、公共施設等整備基金繰入金を事業費全額に充てさせていただきます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、今年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、住民税均等割非課税世帯等200世帯に対し10万円を給付するための費用として、11 節役務費で郵便料3 万4,000円及び口座振込手数料4 万5,000円を追加し、12 節委託料でシステム改修委託料33万円を追加し、18 節負担金補助及び交付金で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金2,000万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源については、国庫補助金として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金2,000万円及び同給付金給付事務費補助金40万8,000円を充てさせていただくものでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、今年度分の低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金として、令和4 年4 月分の児童手当の支給を受けている者等で、令和4 年度住民税均等割の非課税者に対し、児童1 人当たり一律5 万円を110名分支給する費用として、11 節役務費で郵便料6,000円及び口座振込手数料1 万3,000円を追加し、12 節委託料でシステム改修委託料16万5,000円を追加し、13 ページとなりますが、18 節負担金補助及び交付金で、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金550万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源については、国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金568万2,000円を充てさせていただくものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費では、4 回目の新型コロナウイルスワクチン接種実施に当たり、

既定予算では不足する費用を追加するものでございます。

内訳として、7節報償費で、医師及び看護師等に対する報償として新型コロナウイルスワクチン接種報償35万4,000円を追加し、10節需用費で接種券に係る印刷製本費18万円を追加し、11節役務費で接種券発送の郵便料29万円を追加するものでございます。

また、18節負担金補助及び交付金で、小児の新型コロナウイルスワクチン接種を行っている医療機関に対する支援として、ワクチン接種協力医療機関支援金87万8,000円の追加をお願いするものでございます。

特定財源については、国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金35万4,000円及び国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金134万6,000円を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、18節負担金補助及び交付金で、東部土地改良区に対する補助金として、頭首工の補修工事として実施する土地改良施設維持管理適正化事業に対し、農林業振興補助金として事業費の15%を交付するため、土地改良施設改修事業補助金273万円の追加及び圃場を大規模区画へ変更するため実施している農地中間管理機構関連農地整備事業における給水栓及び用水管接続工事に対する、かんがい排水事業補助金249万7,000円の追加をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、2目観光費では、10節需用費で、熊野の清水公園漏水修繕のため修繕料50万円を追加し、14節工事請負費で、ユートピア笠森の表示に使用されていた看板が町に寄贈され、そのリニューアルなどにより野見金公園等の看板として整備するため、野見金公園周辺看板整備工事253万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、19款繰入金及び22款町債については、歳出においてご説明させていただきましたので省略させていただきます。

一般財源所要額として、20款繰越金、1項繰越金で、前年度繰越金1,702万3,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、継続費に係る調書は15ページに、地方債の補正に係る調書は16ページにそれぞれ明細を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号及び議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第4号 損害賠償額の決定及び和解することにつきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書12ページをお開きいただきたいと存じます。

質問者は自席で要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁をします。
質問者及び答弁者は、着座で発言をするようお願いいたします。
質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。
制限時間は、原則、1人1時間以内とします。
以上です。
ちょっと待ってください。河野さん、よろしいですか。

〔「いいですか、自分で発言したほうがいいですか」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） それでは、河野議員から申出がありましたので、河野議員から一時退席したいということでございます。

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） それでは、通告順に発言を許します。

初めに、11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 皆様、改めましてこんにちは。11番議席の丸島でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず、大きい1点目として、地方創生臨時交付金について伺います。

2年以上にわたるコロナ禍により、我が国の経済と国民生活に大きな痛手を受ける中、ロシアによるウクライナ侵略の長期化が追い打ちをかけております。その結果、原油価格や食料品などの物価高騰が続き、家計や中小企業、農業、漁業に従事する人など、幅広い影響が及んでいる状況であります。

過去において、コロナ禍となり様々な施策を長南町として行っていただきました。1世帯1個の体温計の配付、1万円と5,000円の2回の地域応援券事業、バスのラッピング事業、ドローン講習等の多くの事業を行っていただきましたが、町民の皆様のお声として、体温計配付もとてもありがたかった。ありがたかったですと、様々な事業の中から一番よかったのが地域応援券事業ではないでしょうか。

そこでまず伺いますが、市として地域応援券事業の過去の実績についてお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） まず、令和2年度では8月31日を基準日とし、住民登録数7,753名に対し、配付できた数は7,732名、配付率99.7%で、住民1人に1万円の応援券を配付し、最終換金額は7,600万1,000円、換金率、利用率は98.29%でございました。

次に、令和3年度では6月30日を基準日とし、住民登録数7,667名に対し、配付できた数は7,647名、配付率99.7%で、住民1人に5,000円の応援券を配付し、最終換金額3,732万2,500円、換金率、利用率は97.6%でございました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 実績について答弁をいただきました。1万円、5,000円、どちらの応援券も、還元率、

利用率は約98%ということでした。町民の皆さんがいかに注目をしているかが分かるかと思えます。

先ほどの議案説明の中で話がありましたが、今回は第3弾の地域応援券事業を行ってくださるということで、多くの町民の皆さんが大変喜んでおります。第3弾の地域応援券事業の活用については、生活者支援策等あれば、詳細の内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 今回、国では、コロナ対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として新たな枠が創設されました。本町でも、過去2回コロナによる不要不急の外出自粛等の影響により、個人商店をはじめ中小企業の売上げ減少や県をまたぐ移動制限等により、リモートワークなど職場環境の変化による家計負担の増加が見込まれることから、応援券を発行し、地域経済、家計負担軽減を図ることを目的として実施をさせていただきました。

今回も、コロナ禍及びウクライナ情勢に伴い、原油価格、物価高騰により家計への負担が既に増加していることから、全町民へ1人1万円の地域応援券事業を再度実施させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

時期についてはいつ頃から実施していただけるのか、その辺をお聞きできればありがたいです。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 時期につきましては、まず、協力店の募集、印刷などを考慮いたしまして、各世帯主に簡易書留で郵送できる、要は配付できるのは、早くても9月中旬を予定しております。

また、地域応援券の利用期間につきましては、9月下旬から1月末までを予定しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。総合緊急対策、令和4年4月26日、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分により、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の支援や子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとされており、コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者に対して自治体を実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乘せなどを含む）に幅広く活用することが可能です。コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活者支援に関する事業や、事業者の支援に関する事業を主たる目的とするものです。

コロナ禍における原油価格、物価高騰分の交付対象は、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってくださるとも言われておりますが、国から来ているメニューの事例としてどんなものがあるのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

- 企画政策課長（河野 勉君） 原油価格、物価高騰分として、どのような事業が来ているかということについてお答えのほうをさせていただきます。

原油価格、物価高騰対応分とは、地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分により、それらの状況に直面する生活者や事業者に対して、自治体を実施する事業に活用することになっております。

生活者支援に関する事業では、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給、生活者に対する電気、ガス料金を含む公共料金の負担軽減、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行など、事業者支援に関する事業では、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減、仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援、鉄道、バス、タクシーなど地域公共交通の経営支援などです。

以上です。

- 議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

- 11番（丸島なか君） いろいろありがとうございます。物価高騰の影響は国民全体に及ぶものであります。町内の皆さんの声としても、生活者支援を目的とした町の応援券の追加の配付は非常に大事だと考えます。

今回、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として実施する応援券で対象となる店舗についてはどのように考えておりますか、お伺いします。

- 議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

- 産業振興課長（石川和良君） 前回、前々回と同様に応援券事業に協力していただける町内店舗を募集いたしますが、原油価格、物価高騰対応として、まずは食料品、ガソリン等の燃料代、肥料など物価高騰が著しい物を扱っている店舗にぜひ協力をしていただければと考えております。

以上です。

- 議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

- 11番（丸島なか君） 応援券で新聞代や公共料金も利用する、支払いすることができますか。

ある町民の方から、新聞代金を払おうと思い、応援券を出したが断られたという、そういうこともお聞きしております。具体的には、芝原のデイリーの利用もできればありがたいという声も聞いております。

また、巡回バスの回数券やデマンドタクシーの料金支払いなどはいかがでしょうか。お伺いできれば、答弁をお願いします。

- 議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

- 産業振興課長（石川和良君） まず私のほうからですが、新聞代については町内の新聞店が協力店舗となっていれば利用は可能でございます。芝原デイリーとのことでもございましたけれども、コンビニエンスストアについても同様でございます。

公共料金については、農業集落排水を例に挙げますと、95%の利用者が口座引き落としとなっております。このことから、公共料金については通常どおりお支払いをいただき、その分を応援券で利用できる食料品やガ

ソリン代などへ充てていただければと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 巡回バスやデマンドタクシーの支払いというお話ですけれども、こちらも新聞代のときの対応と同じように、例えば巡回バスでしたら小湊鉄道、タクシー事業者でしたら町内の2つの事業者、応援券が利用できるような協力店舗になっていただけませんかというような声かけのほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ぜひ、協力店になっていただけるように町からよく働きかけていただきたいと思います。町の声として、70代、80代の方が多くおられます。年金生活をしながら老老介護をしております。息子は正規雇用を辞めて、というか辞めさせられたというか、今はアルバイトをしています。本当に大変なんですと話しておられる方もおられました。現金支給という考えもあるかもしれませんが、現金支給ですと、町内には落ちないで、皆、他の市町村に行ってしまうと思います。何とか町を活性化させるためにも、地域応援券で新聞代等も支払えるようにし、幅広く使えるようにしていただければありがたいです。よろしく願いをして、この質問を終わらせていただきます。

大きい2点目として、交通弱者対策について伺います。

長南町は長生郡の中でも面積が一番広大な町です。町内を走っていた定期バスもあちらこちらの路線が廃止を余儀なくされて、町民の足がどんどん削られ、町民の年齢層も高齢化をし、免許の返納者も多くおられるようです。買物や病院に行くのに苦慮されている方もおられます。せっかく走っている巡回バスも、お客さんがほとんど乗っていません。

そこで、まずは費用対効果と申しますか、今までの実績をお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 巡回バスの費用対効果ということで、直近3か年の事業実績のほうのお話をさせていただきます。

まず、令和元年度では利用者累計1,862名で、利用料金が17万500円、委託料は807万5,500円でした。令和2年度は利用者累計1,582人で、利用料14万2,700円、委託料は828万6,300円かかっております。令和3年度は利用者累計1,648名で、利用料金15万2,500円、委託料は931万7,000円となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。費用対効果等ね、実績を今お聞きいたしました。町の声として、利用されている方が、私が乗っているときはいつも私1人なんですとか、やめないでくださいねという方も中にはおられます。また、ある方は目がよく見えないので、停留所まで1キロぐらい距離があるのでそこまで歩いていくことができないから、巡回バスは利用したくてもできないとか、毎日空バスが2回も走って

いて、時計代わりではいけないとか、空気を運んでいてやめてほしい。空気を運んでいる、今ガソリンが非常に高い、毎日空バスが2回も走っていて、ウクライナ、円安、ガソリンの問題などなど、なぜやめられないのか。巡回バスを小学校のスクールバスにすればよかったのに。巡回バスをやめて、3社、長南、ゆたか、小湊の3社でデマンドタクシーをやればよいのとか、たくさんのご意見を聞いております。

巡回バス廃止については本当に難しい問題でありますけれども、町としてはどう考えているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 巡回バスの廃止の議論につきましては、昨年度、地域公共交通に関する住民アンケートを実施し、今回の議会の会期中、6月10日の午後に全員協議会を開催する中でアンケート結果の説明のほうを行う予定です。

また、6月22日開催予定の第三者委員会によります法定協議会の位置づけによる長南町地域公共交通活性化協議会においてもアンケート結果の報告を行い、その後、計画の方向性を議論し、活性化協議会から意見をいただいた中で、町として最終的に判断のほうをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。それでは、よりよい方向にしていただければと思います。

そして、次の質問のデマンドタクシー事業について伺います。

デマンドタクシーは、平成24年から実証実験をして、25年から本格的にスタートをいたしました。このデマンドタクシーはドア・ツー・ドアで自宅まで来てくれるのでとてもありがたい、また、ワンコインで利用できるのも大きな魅力ではないでしょうかと、このような理由から需要が高まっております。

現在の運行は、月曜から金曜までなので、土曜日もぜひやってほしいという声がありますので、ぜひ土曜日の運行をお願いしたいと思っておりますけれども、町としてはどう考えているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） デマンドタクシーの事業の関係ですけれども、地域公共交通活性化協議会におきまして、巡回バスの方針が存続なのか廃止なのかを含めて、デマンドタクシーの在り方を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 利用者の方は、現在の登録者数は何人くらいおられるのか。また、常時利用されている方は何人くらいでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 利用者の登録者数でございますけれども、令和3年度末では946人、常時利用されている方は平均で大体230名程度、男女比では男性が21.5%、女性が78.5%となっています。ちなみに令

和2年度末では登録者数が911名、常時利用者は220名程度、同じく男女比では男性が21.1%、女性78.9%であり、令和元年度の登録者数も885名ですので、利用者に関しましては年々増加のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。いろいろお伺いをいたしました。今後、2025年までにマスタープランを作成するという事ですので、素晴らしいマスタープランが完成することを期待しております。

それでは次の質問に移っていきたく思います。

大きい3点目として、障害者支援について伺います。

初めに、LLブック導入について質問をいたします。

まず、LLブックについて伺います。LLブックとは易しくて分かりやすく書かれている本のことを言います。なぜ易しく、分かりやすく書かれているのか、それは知的障害のある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でも易しく読めるよう工夫されているからです。

LLブックのLLは、スウェーデン語のレットラストの略で、易しくて分かりやすいという意味だそうです。障害の有無にかかわらず平等に生活する社会を実現させるノーマライゼーションの理念に基づき、スウェーデンでは1960年に健常者と同じように情報を得たいという知的障害がある青年からの思いに応えようとこの本が生まれ、国の補助を受け、初めの年に30冊作成されました。北欧を中心に普及して世界へ広がりました。日本のLLブックの取組は2000年初期から始まっているということです。

世の中にはLLブックを必要としている人が大勢います。例えば、知的障害や自閉症などの障害を持っている人、母語の異なる人、活字を読むことや内容を理解することが苦手な人たちです。最近では、高齢者や認知症の人まで対象が広がっております。LLブックは、文字が中心の出版物が理解しにくい人たちにも読みやすい様々な工夫がされております。分かりやすい文章で書かれ、絵記号、ピクトグラム、イラスト、写真などが多く使用されています。そして、LLブックが必要な人が知りたい、興味のある分野にも手を差し伸べています。

日本では、2019年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、読書バリアフリー法が成立し、そのニーズは一層高まっています。

本は人を楽しませ、心を豊かにします。本にアクセスできる権利は誰もが持っています。このような本があることを知っていただき、より多くの人に本を読む楽しみを伝えたい。知的障害者や学習障害者を主な対象としつつ、誰でも利用可能なユニバーサル図書として広く捉え、普及していくことが必要と思います。

公民館の図書室や小学校、中学校の図書室、児童クラブ等に取り入れる考えはないのか伺います。また、課題等ありましたらお示してください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

○生涯学習課長（風間俊人君） それでは、まず公民館という社会教育施設の立場からLLブックについての考えをお話しさせていただきます。

例えば何らかの情報があつたとして、それは誰もがひとしく知る権利があるわけですが、言語表現の理解度

が壁となってそれを知ることができない特定の人たちが生じてしまうことは大きな問題です。LLブックはそうした問題の解消につなげるためのツールとして考案されました。その対象者として、主となるのはやはり知的障害をお持ちの方になりますが、障害者差別解消法では、国、地方公共団体において、社会の中にあるバリアを取り除くことを求められたときに、過度に負担にならない程度に対応する合理的配慮が課されており、その措置として、図書館等へのLLブックの導入、これが行われている場合というのもございます。

また、日本社会のますますの高齢化に伴い増加が見込まれる認知症の方々にとってもLLブックは有効なツールとなり得るもので、今後も需要は高まっていくものと考えられます。

ただし、現実問題として日本でのLLブックの発行数自体が極めて少なく、しかも絶版になっているものが多いため、現在入手可能なものは数十タイトル程度とも聞いています。そのため、なかなか普及が進まず、一般的な認知度もあまり上がっていません。

それでも、公民館の図書室にLLブックを多少でも置くことで微力ながらそれを必要とする方々の直接的支援にはなりますが、それより、直接それを必要としない、その存在を知らなかった健常者の方々がLLブックを知る機会が得られることでLLブックの普及、新たな活用法、自主作成など、そういった活動につながっていくことも想定され、それも社会教育施設の役割の一つと考えられます。

そういったことを総合的に踏まえ、公民館においても導入を進める意義があることは認識しており、今後取り入れについて考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 学校教育課主幹、徳永哲生君。

○学校教育課主幹（徳永哲生君） では、学校の立場からお答えします。

今、お話がありましたように、LLブックは外国にルーツのある方や知的障害のある方、認知症のある高齢者をはじめ、易しく読みやすい本を必要としている方を対象にしています。ただし、絵本とは異なり、その内容は、仕事や趣味、恋愛など、主に中学生以上を対象としています。

また、文部科学省の学校図書館ガイドラインでは、児童・生徒の教育的ニーズに応じて、例えばLLブック等の様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましいとしております。

中学校の年間の予算は20万円という限られている中で図書を購入しています。現状に応じた対応をすることとなります。中学校の担当者に確認をしたところ、今年度に関しては辞書等の整備を優先させてもらいたい。しかし、来年度以降も検討していきたいとの回答を得ております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、児童クラブの関係もお答えさせていただければと思います。

LLブックにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、中学生以上を対象にしたものが多いようですが、市民の意見を伺う中で必要であれば導入していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろありがとうございました。LLブックの訳語で易しく読めるということでは

が、知的障害、学習障害、自閉症、日本語を読むのが苦手な人のために工夫して作られた本のことであることから、読むことが苦手な人に生活年齢に応じた内容として今後必要性は高まっていくものと考えます。

課題といたしまして、LLブックの認知度及び出版タイトル数が少ない、売れないものが絶版されてしまうという出版側の課題も考えられると思います。書画カメラをお願いしたいなと思っております。

実際にこれはLLブックの一部なのですが、これは地震が来たらどうすればいいのという本の一部になっております。もしお風呂に入っていたらということで、お風呂にいたらドアを開けてパンツをはいてつかまりますという文字が書いてあるのですが、絵が大きくて、説明文が少なく、さらに下のほうにお風呂、ドア、開ける、パンツ、はく、つかまるという部分的な絵が描いてあります。内容はとても分かりやすいようになっているということです。

また、他の自治体の取組について、先進的に取り組んでいるのが埼玉県新座市であります。新座市内にある埼玉福祉会では、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しく生活できる環境づくりに取り組みたいと語っています。LLブックはその一つになっているようでございます。

埼玉県新座市では、文部科学省で学校図書館へのLLブックの配備を推奨していることを受け、市の教育委員会が全小・中学校に対して図書館や特別支援学級に配置することを要請。現在、計9校が導入済みで、11月末までには全23校で完了する予定だということをお聞きしております。

このうち1つの小学校では、地震発生時に子供たちが素早く避難できるように、先ほどの書画カメラでお示ししました、地震が起きたらどうすればいいのと題するLLブックを導入し、子供たちに積極的に読んでもらえるよう呼びかけている。その上で校長先生がLLブックを通して、子供たちが障害者を理解するきっかけにもなってほしいとも話されておりました。

先ほど、課長が課題と、冊数もなかなかないというお話もありましたが、長南町においても導入も可能だと思いますので、課題をしっかりと解決していただきながら導入をよろしくお願ひしたいと思います。認知度が低いので、しっかりと学校等への周知もお願ひいたします。

それでは、次の電話リレーサービスの周知について伺います。

この電話リレーサービスについては、まず具体的な利用方法についてご説明をお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） では、電話リレーサービスにつきましては、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が施行されたことに伴い、令和3年7月1日から公共インフラとしてサービスが開始されたところでございます。

この電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方をつなぐサービスで、通訳オペレーターの手話または文字と音声により、電話で即時双方向につながることができます。また、24時間365日いつでも利用することが可能となっております。

使い方は、事前の登録が必要となりますが、まずスマホやタブレット、パソコンなどに専用アプリをダウンロードし、使うときにそのアプリを立ち上げ、連絡したい人の電話番号を入力します。続いて、手話か文字のどちらかを選択する画面が出てきますので、そのどちらかを選択すると通訳オペレーターにつながり、そのオ

オペレーターを介して連絡したい人との通話がスタートします。聞こえない人が手話でオペレーターに話しますと、それを見ながら即座に音声にして聞こえる人に伝え、聞こえる人が話すときはオペレーターは音声を聞きながら手話にします。また、このサービスは文字やチャットを使った通話もできますので、手話が使えない人や発話が難しい人なども利用できるような仕組みとなっております。

想定される利用方法につきましては、緊急通報や仕事のやり取り、病院への連絡、または家族や友人との会話など、聞こえない人がすぐに連絡を取りたいときに利用することが想定されております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろありがとうございます。電話リレーサービスは、日本財団がモデル事業として限定的なサービスを実施しているということで、しかしながら緊急通報については今まで使えませんでした。先ほどお話がありましたように、令和3年7月から公的サービスとして実施されたことに伴い、119番や110番などの緊急通報も可能になったということです。

このようなことから、我々議員のところにも住民相談として利用されることも想定がされます。これらのことが聴覚障害者の当事者の皆さんに、この電話サービスが開始されたことのお知らせは届いておりますでしょうか。どうなっているのか、周知されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 現段階では、国から各関係団体や関係する機関を通じて周知されているものと思いますので、特に町から情報発信はしておりません。ですが、この制度を知らない方もまだいらっしゃると思いますので、広報や町ホームページで改めて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、積極的な周知をお願いしてこの質問を終わらせたいと思います。

次に、大きい4点目の質問ですけれども、子育て交流館について、出入口の改善についてお聞きいたします。

現在の子育て交流館の建物は、企業が平成2年に平成道場という呼び名で研修に使用していたもので、その後、土地と建物両方を企業から長南町に譲渡され、平成27年7月に子育て交流館としてオープンいたしました。長南町の子育て中のお母さんたちや近隣町村からも子育て中のお母さんたちが来て、にぎやかに利用されておりました。しかしながら、コロナ禍となり、このところ子供たちの声は少なくなったように思います。

そして、平成4年4月から人材シルバーセンターの事務所として使用するようになりました。私もいきいき百歳体操のお手伝いとして、この二、三年利用させていただいております。

しかしながら、車で建物の庭に入るのに何度も切替えをしないと上がることができません。下りるときも同じであります。多くの皆さんから、進入路の使い勝手が悪いので改善してほしい、何とかならないか等の声を聞いております。町としては出入口の改善についてどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 丸島議員のおっしゃるとおり、本施設につきましては、民間企業の研修施設となっていた建物を活用し、平成27年7月から子育て交流館として再利用している施設でございます。

ご質問の車の出入口を改善する考えはありますかということにつきましては、もともと研修施設として利用していた施設でございますので、直接車で乗り入れることは想定していなかったものと考えております。恐らく、当時は下の駐車場スペースに車を止め、歩いて施設に入り、研修を受けていたのではないかと思います。

丸島議員のおっしゃるとおり、車で直接乗り入れできれば便利になろうかと思いますが、この施設自体が老朽化していることや、出入口付近を拡幅しスロープを新たに設けることで園庭が小さくなってしまい、上の段に車を止めるスペースが少なくなってしまうといったことも想定されますので、現段階では改修する考えはないということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、利用される方には、直接入ろうとすると車を何度も切り返して入ることとなりますので、下の駐車場が空いている場合に限りですが、下の駐車場でギリシャ文字のアルファや数字の8の字を書くように車を切り返さず、車を回すような形で方向転換をしていただくと比較的スムーズに乗り入れができますので、こういった方法もあるということをご案内させていただければと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろ説明いただいてありがとうございます。ここにおられる皆さんは、町長さんをはじめ各課長さんたちですので、一回は子育て交流館に行かれたことがあるかと思いますので、その実情をよく分かっているかと思います。今すぐとは言いませんので、来年度予算に組み入れるとかしていただければと思います。

今ここで答弁は必要ありませんけれども、前向きな検討をお願いして、以上で全ての質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時55分からを予定しております。

(午後 1時41分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時55分)

◇ 河野康二郎君

○議長（松野唱平君） 次に、3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） それでは、発言冒頭に皆様におわび申し上げます。私的な事情で離席することになってしまいました。議長のご配慮に感謝申し上げます。また、議員の皆さんにご迷惑をかけることになりました。大変申し訳ありませんでした。心よりおわび申し上げます。

質問の中身に入っていきたいと思います。

一つにくくって学校給食についてということで質問をさせていただきます。

私たち人間にとって、健康は幸福な生活や豊かな人生をつくっていくという目標を達成するための大事な資源です。現在、食生活を取り巻く社会環境の変化は、身体的、精神的な健康への影響が懸念されています。とりわけ成長期にある子供たちの体の精神に大きな影響をもたらすと言われていています。

OECDの調査によると、子供の貧困ということで、日本はOECDの参加国の中でも相対的な貧困率が7番目に高いというふうに言われています。このことと併せて子供たちの食の格差は深まる一方にあるというふうに言われています。人生の豊かさの問題、持続可能な地域行政を目指す町の課題であると言えます。

このような中で、以下、学校給食を中心にお伺いしていきたいと思います。

1つ目は、学校給食の目的についてです。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 給食の目的でございますが、児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 学校教育の一環として取り込まれる事業だというふうに思います。答弁のように、極めて幅の広い課題だと思います。その一端を明確にしていくためにこれ以降議論を進めていきたいと考えています。

2番目の質問です。町の食育の目的についてお伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 食育は、成長期の子供に対し、一生涯にわたって健やかに生活していくことができるように、その基礎をつくるために行っております。学校給食は、食べ物に対する感謝の気持ち、栄養のバランス、食事のマナーなど、児童・生徒が食に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるように取り組んでおります。具体的には、給食だよりを発行し、正しい食生活の情報などの発信や、給食時に栄養士が小・中学校を訪問し、食に関する教育、食育を行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今の答弁について、もう一つ大きく、この後の質問の中で学校給食と食育というところで質問はさせていただきますけれども、大きい意味での町の食育、そういうようなものについてどう考えているのかということをお伺いしたかったんですけども、私も本来の目的が学校給食ということに絞りたいなというふうに思いましたので、私のほうで勝手に1つだけ申し上げておきたいと思います。

今、昨年から第4次食育推進基本計画というのが出されています。これは3つの重点事項、この下に16の目標と24の目標値が設定をされています。その中に学校給食に関わる事項について入っていますので、そこを中心に再度質問をしていきたいと思います。

食を通じて歴史文化を学ぶ取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 昨年度、令和3年度ということになりますが、中学校の平和教育をテーマとしたミニ集会に合わせまして、戦争当時の食生活をイメージした献立、内容的にはご飯ですとか、焼き魚、たくあんあえ、すいとん汁などを配食して、また、資料や校内放送で当時の食事情について学ぶ機会を設けております。

また、伝統行事にちなんだものとしたしましては、ひな祭り時の桜餅、七夕の七夕そうめんなども献立として配食しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 1つは、今、何か項目的に提示をいただきましたけれども、系統的に継続的に行っていくということになっているのかということについて一つはお聞きしたいということと、その中に和食という視点を入れていくというような、そういうことについてもぜひこれからご検討いただければというふうに思います。系統、継続的というところで、これ以降続けていかれるのか、あるいは今もそういうふうに行っているよということなのであればそうだというふうにお答えいただければ結構です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 先ほど回答させていただいた内容につきましては、継続的に、また新しい取組ができればそれを加えて今後検討したいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 関連して、この後の質問でも出したいと思いますが、郷土教育、郷土料理というところの問題についても後ほど触れていきたいというふうに思います。

次に、学校給食を活用した食育についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 学校給食を活用したということで、食育の中で、長南町におきましては、ちょっと肥満の割合が多いという、そういうような傾向がございますので、まずは小学校就学健診時に保護者を対象といたしまして、朝食中心の食習慣、また、中学校3年生につきましては受験期の食生活など、繰り返し食生活に関して考える機会を持てるように、そのような授業も行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今もお話があったんですけども、生活習慣を見直す取組として、これも継続的に、それから実践的に行っていくということ、一発の講演とかそういうものではなくて、例えば先ほども言われ

ましたけれども、受験期の食生活とか、卒業後の食生活を見据えた食育というようなこと、そういうようなことを具体的な問題として取り上げているのが一つ紹介としてあるんですけれども、八王子市の松が谷中学校というところで、今、誰でも食しているコンビニのお弁当、そういうようなもの、コンビニの食材を題材にしながら食育、栄養バランスというようなものを考えて取り組んでいるというようなことがありました。そういう具体的な取組についても、今後計画をしていただければいいなというふうに考えております。そういう考え方があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 先ほどお話しさせていただきましたものは代表的な2つになります。1年生と中学3年生ですか。そのほかにも各学年にそれぞれのテーマに合わせまして毎年行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） ぜひ、より具体的な取組をお願いしたいと思います。

それから、児童・生徒の朝食の現状について把握はされておりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 朝食については、その辺は確認しておりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） この食育の中でも、学校給食に限らず、全体の食育の中で朝食を取ろうということが重点にされています。そういうことで、ぜひ児童・生徒が朝食を取って学校へ来ているのか。そういうような調査をした上で、その結果に対して対応策をぜひ取っていただきたいというふうに考えていますので、その点についてお答え願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 先ほど栄養士のほうが各小・中学校を訪問してというお話をさせていただきました。そういう機会にまたその辺の調査、事前に調査してそこで話すという手もありますが、その辺で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これは重要なことなので、ぜひ検討というよりも、実際に実施をしていかれるということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど本町の子供たちの肥満の問題が言われました。聞くところによると16%程度だというふうにヒアリングの中では言われておりました。具体的にどのようにこの肥満に対して対応していこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 大人でも健診等をやっております。やはり生活習慣というのが一番の問題になるかと思います。生活習慣病というぐらいですので、先ほどからお話しさせていただいている食育の中で、その生活習慣というものを学んでいただくような取組をさらに続けたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） この問題は、単に子供で終わることなく、成人後の、先ほど課長がおっしゃられましたように、生活習慣病につながるということで、非常に重大な問題をはらんでいると思うんですね。ぜひこれは、給食所も学校も連携は取れているというふうに考えていますので、学校と一体での取組を進めていただきたいと考えています。その上で、次の質問に移らせていただきます。

食品ロスの現状等、その食品ロスの学びについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） まず現状といたしましては、好まれるメニュー、肉料理、この辺が残菜が少ないという状況になっています。また、苦手なもの、特に和食、その中で、焼き魚や煮物、この残菜が多いという傾向にあります。

学びの面ということになりますと、中学校1年生の技術家庭科において、環境やSDGsに関する食品ロスということについても学習するようになっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 食品ロスは国内で年間570万トン、1人の分量で45キログラム、毎日茶わん1杯分のご飯相当がロスに値するようになってきているというふうに聞きました。半分は家庭から出ているということです。そういう意味で、学校の果たす役割、子供を通じて家庭というような、そういう意味で非常に大切な取組だというふうに思います。

現在、学校給食における食品ロスの現状というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 現状というのは先ほどお話しした肉料理、肉関係が多く、また、和食、焼き魚や煮物関係、その辺が多いという現状になっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） そういう意味では、給食の残りはあるということですね。その把握は具体的にはされていないですか、どの程度あるかというのは。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 最終的には食缶等で戻ってきたものを、それぞれ小・中別に計量しております。そうしますと、残菜率ということになるかと思いますが、全体に対して7から8%残っているという状況になっております。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 1桁ですけれども大変な量だと思います。この残食量を減少させていくというこの取組、これは非常に難しいと思いますけれども、食育という全体の中で児童・生徒が食育に関わり、地産地消を通じておいしい給食で、おいしく食べて残食量を減らすというのが理想だというふうに思いますが、ぜひ学校の食育の中でそういう視点も通じて取組を進めていただきたいと思います。

次に、コロナ禍の給食について、現状とそれからどんな教訓を得たのか、これからの課題はどんなものなのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 黙食が定着した現在でございますが、今後につきましては、給食を通じた人間関係の形成、また、楽しく食べるための食事の仕方など、その辺をこれからは工夫していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 視点を改めて私は見ていたんですけれども、要するにコロナが終結してからという、そういう課題というよりも、コロナ禍において黙食を今学校ではしているわけですね。それで、具体的なコロナ感染症に対する黙食、食育の考え方として、一つは基礎疾患があると重症化リスクが高まるんだというふうに言われています。そういう中で、食生活の環境を変えることで病気の予防ができるんだというふうに言われています。そのことをコロナ禍の中で子供たちに徹底をするということ。

それから、感染症対策、黙食というこの効用、これを活用していく。今、食事中にしゃべらずに給食を食べているわけですね。一見すると、これはもう克服をしなければいけない、みんなと楽しく食事をするというのも一つの考え方です。でも、コロナというのがそのことを許さずに、黙食をせざるを得ないというふうになっているわけですね。そうすると、この黙食を活用すると、おいしいものをおいしく感じて食べる味覚教育、リズムよくかんで食べる習慣、素材の味を認識して食べる、そういうことが病気の予防につながる、生涯にわたって健康な食生活を送れるんだという、そういう食育の視点からこの黙食を活用していくということが必要じゃないのかというふうに思っています。せっかくの機会です。ぜひこれは検討するというよりも、ぜひ実践してほしいというふうに考えています。これは学校も給食所もそういうことで、ぜひ実践のほうをしていただきたいと。

これについて考え方があれば、学校でも、給食所でも結構ですので、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 先ほどお話したとおり、黙食について否定するものではございませんので、その辺は承知願いたいと思います。今後の工夫として、ただの黙食ではないものを工夫していきたいという考えを述べさせていただきました。

以上です。

○3番（河野康二郎君） 黙食後のことについては私も理解できます。今、黙食中で、この機会をぜひ生かしていくということについては、ぜひ学校も給食所も行っていただきたいと考えていますので、実践のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地元食材の利用についてお伺ひしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 地元食材の関係ですが、まず野菜につきましては、町商工会を通じまして地元の2つの商店から納めていただいておりますが、長南産野菜の市場での流通というのは極端に少ないために、町外の食材がほとんどという状況になっております。

主食の米につきましては、JA長生から長南産コシヒカリを優先として納めていただいております。なお、長南産のオーガニック、有機米という提案もいただいておりますので、今後はそういうものも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 再質問で幾つかに分けていたんですけれども、何点か一緒に聞いた上で全体的な討論ができればいいなというふうに思いますので、再質問のほうについては、何点か、6点ですね。回答とちょっと重複するところはあると思いますけれども、一括して論議をしたいと思います。

まず一つは、地場産物の意味と範疇についてお聞きしたいということ。

それから、地場産物を使う割合ということで、これも先ほど第4次食育推進基本計画の中で出されていることなんですけれども、食品数のベースから金額のベースに移りました。今回ヒアリングをしている中では食品数ベースということで、長南町がどうなっているのかということについてお答え願えるというふうになっておりますので、そのベースで結構です。

それから、地産地消、地域の伝統にちなんだメニューの取組について、これは先ほどとちょっと重複するところはありますけれども、地元の伝統料理、そういうようなもの、郷土料理というようなものについて、どうメニューとして取り組まれているのかということ。

それから、主食、牛乳、野菜などの食材調達の内容について。

それから、地元産米の利用と地元農業の学習の連携した取組について。

最後に6点目としまして、この6点目は、最後に別にやっていきたいと思います。

この5点について、外郭的で結構ですからお答え願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君）　まず1点目の地場産物の意味の範疇ということになりますが、これにつきましては、国においては、学校等が所在する都道府県内で生産された農林水産物としております。これからの答弁の考えでは、まずは長南産、次に長生郡市産というんですかね、次に千葉県産という順で考えております。

2点目の食品数ベースでの使用割合ということになりますが、長南産をできるだけ使用したいというところなのですが、必要な食材量を賄うことができないことから、長生郡産や千葉県産の納品という状況になっております。しかし、これについても時期によっては難しいというような状況になっております。

食品数ベースの地場産物の使用割合につきましては、本年の5月の平均では、千葉県産が32.3%、長南産ということになりますと6.3%という低い状況になっております。参考までに、昨年11月に長南井を配食した日の使用割合、これが一番高くなるんですが、千葉県産が42.8%、長南産は9.5%という状況でございました。

続いて、3点目の地産地消、地域の伝統にちなんだメニューということですが、長南産を主とした献立につきましては、先ほどお話しした長南井をレンコンの時期に合わせて配食しているほかに、黒米、古代米を使用したタコライスやカレーなども配食しております。地域の伝統料理ということになりますと、千葉県の郷土料理、イワシのつみれ汁やさんが焼きなど、これも献立として提供しております。

4点目の主食等の契約内容ということですが、まず、主食となります米については、JA長生と随意契約。パンにつきましては、原料となる小麦粉については学校給食会との随意契約で、パンそのものについては茂原の白鳥製パンのほうから納めてもらっております。また、牛乳については千葉酪農、これについても随契ということで、そのほかのものについては各注文という形で納めていただいている状況になっております。

最後5点目になりますが、地元産米の利用と地元農業の学習ということになります。地元産米の使用につきましては、安定した供給が必要となることから、大規模農家や営農組合等と協議し、今後は進めていきたいと考えております。

次に学習の連携ということですが、小学校3年生のほうでレンコン農家のほうへ訪問していろんな学習をしています。そのときに献立のほうでレンコンを使った料理を配食し、また、給食時に校内放送でその内容等について生徒が流して学習をしてもらおうと、そういうような場を設けております。

5点で、以上でございます。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　第4次基本計画の中で地場産物ということで目標を設定して、目標値までも含めて出しています。しかし、多くのところでこの達成が非常に難しい、無理があることについて言われていますし、それはよく分かります。野菜などの食材は、四季、旬、生産量、それから生産量の不足不安定、それから生産者組合の設立、そういうようなことでいろいろ問題が多いということについては理解しておりますし、そういうことで、目的、目標を達成することが非常に困難だということについても理解しています。だから、数字的に達成をするというよりも、地元の産物の活用の時期、そういうようなものを工夫して設定をしながら取り組むということであれば可能だというふうに思います。そのことも否定されておりませんので、ぜひそういうような考え方の下に進めていただければと思っています。

それから、町内産米の利用の実現、これについてはぜひお願いをしたいと思います。長南町はそういう意味では米の生産が主産業というふうに言われている、そういうようなこともありますし、子供たちが学習の中で

稲作の学習もしています。地元の米を給食で食べながら、その生産をした地元の農家と稲作の学習も連結をして実現をしていくということは、非常に教育的な効果もあるのではないのかというふうに考えています。ぜひ具体的に協議をして進めていきたいという回答でしたので、そういう視点でぜひ早急に取り組んでいただきたいというふうに考えています。その上で、次の質問に移ります。

こういった課題解決のために、学校給食地場産物使用促進事業というのがあります。これに基づいた取組をぜひ立ち上げていただきたいというふうに考えています。いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 学校給食に必要な野菜などの品、量、規格など、生産者との合意形成がまず必要になろうかと考えますので、今後の検討ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 課長のほうも、この促進事業についてはご承知おきのことだというふうに思います。

要は、生産者との合意形成が重要だから今後検討というふうに言われました。生産者との合意形成が今後必要だからこそ、この促進事業、あるいはこれは補助金を得るために促進事業をやるかということとは別に、これがどんなシステムで動いているのかということについてぜひ取り入れるということについて考えていく必要があるんじゃないかと思います。

要は、学校側と生産流通側の調整役として、仕組みづくりを担うコーディネーターの配置と、そういったようなことを協議する場を設置をするというようなこと、それに補助金が出るというようなことなんですけれども、こういうシステムをつくっていかないとなかなか難しいんじゃないかと。これを専門的に誰かにやってもらうということではなくて、先ほど言いましたけれども、地場産物を使うということについては時期設定をするということも含めて考えていかなければいけないというふうに思っていますから、兼務でも可能だと思うんですね。そういうことについてぜひ取組をしていくということをお願いをしたいというふうに思っています。そういう意味で合意形成が必要だと、そのためのシステムづくりをぜひ手がけていただけないかということを申し上げて、そここのところの考え方を伺いできたらお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 同じ繰り返しになるというか、まずは必要な農産物があるのかというのが大前提になろうかと思っています。どちらかというと、この事業についてはその間に入るコーディネーター、その育成が主な事業の趣旨になっておりますので、そういう意味でまずは品、量、規格、この辺を進めていくためにということで合意形成が重要だということでお話しさせていただきましたので、まずはそれから私は考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） じゃ、仕組みとして誰が担うかは別にして、そのためにコーディネーター的な役割を

担う、そういう部門が例えば給食所長だったりするということは、じゃあり得るわけですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） もちろん、そういう場が整えば、所長であり、また専門の者を配置したりという考えは出てくるかと考えております。

以上です。

○3番（河野康二郎君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校給食の牛乳についてお伺いします。

これはいろいろ今までの経過もあったので、ちょっと食い違う場面なんかもあるんじゃないかと思ひますが、まず、学校給食の牛乳についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） まず、学校給食の牛乳につきましては、現在、容器が軽く割れる心配がないということから紙パックを採用しております。近隣の状況につきましては、茂原市、睦沢町、また長柄町については牛乳瓶での配食と聞いております。割合で申しますと、全国的には令和2年度では紙パックが88%、瓶については12%という状況になっております。

牛乳瓶の検討ということなんですが、これにつきましては、児童・生徒、また、小・中学校の教職員の考えを聞きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これも、一つ一つというよりも全体で考えて、再質問を幾つかに分けていたんですけども、全体として質問をしていきたいと思ひます。

まず、学校給食での牛乳、要するに、私は紙パックから瓶にしろということで質問をしているわけではありません。これはさっきも言ひましたけれども長い経過がありまして、実は私が給食の審議委員会に参加していた頃、かなり前ですけども、中学のPTAの会長がこの紙パックと瓶の違いを説明をしながら、瓶がいいんじゃないかというような趣旨の問題提起をしました。その問題提起を受けて、具体的にどのように検討なり対応がされたのかというような、そういう疑問がありましたので、あえてこの質問をすることになりました。

紙パックと瓶の違い、これについてまず理解をしていただかなければならないのではないかと思います。町が、容器が軽くて割れる心配がないと。これについては、給食審議会の中でもありました。けがをするというようなことも言われました。実はその当時も、もう茂原なんかは瓶になっていたんですね。じゃ茂原で扱いがしにくかった、けがをしたか、そういうようなものについては全くなかったんです。そういう審議もされていなくて、一つの問題提起がうやむやにされてきたというようなことについて、非常に個人的な思ひですけども腹立たしい思ひがありました。

あえていえば、紙パックと瓶の違い、それから製法の違い、これについてどう理解をしているのかということ。それから、その製法の違いがどのようなものとして味や何かに影響しているのかというふうなこと。それ

から、エコやリサイクル、そういう視点からどうだったのか。そういう情報や調査をした上で検討論議をしてきたのかということについて非常に疑問だったということです。それ以降も動きは全くありませんでした。

今、課長が替わったばかりで、どうなんだよというふうに言われてもしようがありませんけれども、今後の姿勢としてそういうことに対してどう取り組んでいくのかという考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） まず、そうしますと、リサイクルの関係から瓶と紙パックということで少しお話しさせていただきたいと思いますが、紙パックについては、リサイクル作業に手間がかかるということで、内容的には水洗いして乾かすというような、そしてリサイクルすると、子供たちや生徒の手間がかかるということになっております。瓶については、リサイクル作業が省け処理しやすいというメリットがございます。

製法、味とか風味ということになりますと、この辺はメーカーに聞いたことがあるんですが、中身が同じであれば、同じ牛乳であれば味に差はないと。ただ、風味については、容器によって感じ方や食感に差があるというような、そういうお話でした。

その辺もあります。まず、検討につきましては、実際に飲んでいる子供たち、また配食等をするのも生徒プラス職員ということになりますので、その辺ともう一度検討して考えさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 大きな流れとしてはそういう回答でいいんですけども、でも、メーカー等に問い合わせたところというふうに言うけれども、これは正しいかどうかというのを確認されましたか。

先ほど、私は牛乳の製法の問題で言いました。これは、日本の大手の企業がほとんど紙パックを使っているんですね。先ほど言いましたけれども、紙パックと瓶、この違いというのは、紙なのか瓶なのかということじゃなくて中身の違いなんですね。この中身の違い、欧米ではほとんど、日本で瓶になっているこういう牛乳がシバイされているんですね。

なぜ日本で紙パックが多いのかといえば、製法が簡単で長もちするんですよ。だから悪いとは言いませんよ。でも、そういうようなこともきちんと調査した上で議論をしていくというような、そういうことをしていけないといけないと思うんですね。

これは、何につけてもそうなんですけれども、情報をきちんと集めて、調査をして、その担当部署である人間がそのことに対して自分の一定の判断を持ちながら、審議会やあるいは、先ほども言いましたけれども、児童・生徒、または教職員の考えを聞きながらと言いましたけれども、じゃ、どんな形でこの意見を求めるんですかというふうに言いたいわけですよ。そのことはいつも全体的に、この給食の問題だけじゃなくて、不足しているんじゃないかというふうに私は思います。ぜひ、子供たちの食の問題ですから、そこについてはきちんとした取組をお願いをしたいと。

言ってしまうと、これは牛乳とか離れるかもしれませんが、そういう検討の仕方、ある意味では、役場の職員が、この言葉は横文字が合っているかどうか分からないですけども、さっきのコーディネーター的な役割、あるいは議論をする中で、ファシリテーターとしての役割が役場の職員にはあるんじゃないかと。

そういう意味で、きちんと関連したことについて、表面的なことで判断をするのではなくて、あるいは業者の言いなりでうのみになって判断をするのではなくて、自ら自分が勉強をしながら、審議会等を一方的に自分たちの思いのまま引っ張っていけとは言いません。いい方向に進むような運営の仕方をやっていく、そういうことについてぜひこれを機会に、お互いに肝に銘じて進めていかなければいけないんじゃないかというふうに私は思っています。あえてこのことについては回答を求めませんが、そういうことで、ぜひ進めていただきたいと思います。

いろんなことをここで言いたいんですが、例えばエコーつ言ってもストローがあります。ストローは今大変な問題になっていますよね。そういうことなんかについてもきちんと情報の整理をしていかなければいけない。

だからこれからの役場なり、大変高みに立って物をしゃべって申し訳ないんですけども、職員がそういう前向きな勉強をしていくということについて、必要なことについて、この牛乳の問題について関わった上で問題の提起をさせていただきたいというふうに思っています。

この牛乳の問題で最後に、非常にそういうふうな問題提起をしました。関係部署や関係者によって、情報の共有化、さらにはその上に試飲等を行う、そういうような丁寧な取組を一つ一つやっていただきたいと思いますというふうに思っています。これについては回答を求めずに終わりたいと思います。

次に、食材高騰下の給食費用についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） まず、小麦や原料などの高騰によりまして、学校給食の食材も値上がりしております。参考に、昨年令和3年と比較いたしますと、小麦を原料とするパンは約5.6%、3円の増というようになっております。ソフト麺では約9.8%、5円の増ということになっております。逆に、米につきましては白米10キロ、これ1袋になるんですが、約17.2%減、538円安くなっていると、そういうような状況になっております。

次に、野菜関係では、天候によっても左右されますが、キャベツで1キロ当たり約163.2%の増、プラス155円。ハウレンソウでは1キロ当たり43.1%の増、プラス280円と、そういうような状況になっております。

このような状況の中ですが、栄養バランスを維持しつつ、食材を選定することや献立を工夫するなど、安全・安心な学校給食の提供に努めているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） そのことを予算規模での食材高騰の影響についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） まず、本年度分につきましては、2か月間の実績しかございませんが、昨年令和3年度と比較しますと、予算ベースでは約7%の増。実績ベース、1か月の1人当たりの食材費、この辺の平均で考えますと、約1%の増という状況になっております。今後につきましても、食材の関係については注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 長南町の学校給食は、実質無償化であります。給食の質を下げない、今の高騰化の中で下げない。さらに維持向上のために地方創生臨時交付金の活用をする考えがあるかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 活用する方向で検討してまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 次に、今後の給食、食育の向上に向けた取組について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 食育につきましては、先ほどから何度も回答させていただいてございます。その内容の繰り返しになってしまうのですが、まずは子供たちの食べ物に対する感謝の気持ち、栄養のバランス、食事のマナーなど、まず食に対する正しい知識と食習慣、生活習慣病等も含めた内容になろうかと思いますが、食育についてはそれを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今後の給食、食育ということで、現行の維持にとどまるというような視点ではなくて、さらに向上させるというような取組、その機会として、今、県が給食費の無償化の動きをしています。そうすると、町は今、無償化していますよね。それから、さっき言った地方創生臨時交付金、これは一時的なものかもしれませんが、そういうようなものもあると。そういうようなものを機会として、町の給食予算を向上のために活用していく、そういう視点。

具体的に、今、何をやるかというようなことについては私は今ここでは言えませんが、そういう視点で学校給食について対応することができないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） 県の方向等は、また注視しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） それは、例えば県が給食費の無償化、県が持つということであれば、それを機会に今の現状を維持するというのではなくて、向上に向けて何らかの取組をしていきたいということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、三十尾成弘君。

○給食所長（三十尾成弘君） まだ県のほうのいろんなものとしては示されていますが、具体的なことは示されておきませんので、その辺も注視しながらということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） この食材の高騰というのは、これ以降ずっと続いていく、高騰化は引き続きさらに進んでいくんだということだと思ふんですね。したがって、そのことも併せて視点に入れて取組を行っていただければというふうに考えています。

最後になりましたけれども、食育事業は、学校給食などを通じて、幼少期、思春期を問わず、人生における身体的、精神的健康を維持促進する上で極めて重要な位置を占めていると。故郷を思う心を育み、間接的に行政コストを下げていくというようなことにもつながりますから、結果、持続可能なまちづくりに寄与するものとなります。経済性優先のコスト主義で、この大切な事業の現在と将来のありようを簡単に判断してしまっただけだと思っています。なかなか効果、成果が見えにくい事業です。しかし、金をかける必要のあることについては間違いない部門だというふうに考えております。

学校給食に関わる職員が誇りを持って働くことのできる職業意識の醸成等、ふさわしい労働条件の保障、今、会計年度職員、これについて非正規公務員というふうに言われたりしています。非常に言ってみれば劣悪な労働条件だというふうに言えると思います。そういう労働条件の保障を行うこと、そして、幸福な生活や豊かな人生をつくっていく、そのための基礎的な役割を担う自治体、学校関係者が自らの考え、判断によって運営できる学校給食事業として維持させ、発展させていくことが必要と考えています。

遠回しな言い方になりましたけれども、調理委託とかいろんなことが今出ています。そういう中で、じゃ本当に子供たちの食、それから、これから町を担っていく、そういう人材を育成していくためにどうしたらいいのかというようなそういう考えの下に、そういった問題を解決をしていかなければいけないと思います。給食所の建設も必要になってくるだろうというふうに思います。そういうような議論を先ほども言いましたけれども、経済性優先で、コスト主義で判断をするということじゃなくて、そういう議論をきちんと、先ほどもしっかりと言いましたけれども、していきましょうということです。

以上を問題提起とさせていただいて、検討に当たって頭の隅にでも入れておいていただければと考えています。ぜひそういう視点を持ちながら進めていただくことを切に希望して、私の一般質問について終わりたいと思います。

○議長（松野唱平君） これで3番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時52分）